

発議第16号

松伏町議会改善改革特別委員会を設置する決議

松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年9月26日提出

提出者	松伏町議会議員	佐藤	永子
賛成者	松伏町議会議員	川上	力
賛成者	松伏町議会議員	長谷川	真也
賛成者	松伏町議会議員	吉田	俊一
賛成者	松伏町議会議員	高野	祐大
賛成者	松伏町議会議員	松岡	高志

松伏町議会議長 増田 等 様

松伏町議会改善改革特別委員会を設置する決議

次のとおり、松伏町議会改善改革特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 松伏町議会改善改革特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び松伏町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 議会活性化に関する調査・研究
- 4 委員の定数 7人
- 5 期 間 調査終了までとする。なお、委員会は議会の閉会中も調査研究できるものとする。